

# 令和 4 事務年度における相続税の調査等の状況

---

令和 5 年 12 月

関東信越国税局

## I 相続税の調査等の状況

- 1 相続税の実地調査の状況
- 2 相続税の簡易な接触の状況

## II 調査に係る主な取組

- 1 無申告事案に対する実地調査の状況
- 2 海外資産関連事案に対する実地調査の状況
- 3 贈与税に対する実地調査の状況

## III 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移
- 3 海外資産関連事案に係る財産別非違件数の推移
- 4 海外資産関連事案に係る地域別非違件数の推移

# I 相続税の調査等の状況

## 1 相続税の実地調査の状況

相続税の実地調査は、資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案等について、実地調査を実施しました。

令和4事務年度においては、令和3事務年度から、実地調査件数（1,313件）、追徴税額合計（86億円）は、ともに増加（対前事務年度比128.9%、120.6%）しました。

### ○ 相続税の実地調査事績

項目		事務年度等			
		令和3事務年度	令和4事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	1,019 件	1,313 件	128.9 %	
②	申告漏れ等の非違件数	850 件	1,077 件	126.7 %	
③	非違割合 (②/①)	83.4 %	82.0 %	▲ 1.4 ポイント	
④	重加算税賦課件数	175 件	245 件	140.0 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	20.6 %	22.7 %	2.2 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 <sup>(注)</sup>	291 億円	348 億円	119.7 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	61 億円	78 億円	127.2 %	
⑧	追徴 税額	本税	60 億円	74 億円	122.7 %
⑨		加算税	11 億円	12 億円	109.6 %
⑩		合計	71 億円	86 億円	120.6 %
⑪	1 実 件 地 当 調 た 査 り	申告漏れ課税価格 (⑥/①) <sup>(注)</sup>	2,856 万円	2,653 万円	92.9 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	697 万円	652 万円	93.6 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産価額（相続時精算課税適用財産価額を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産価額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

## 2 相続税の簡易な接触の状況

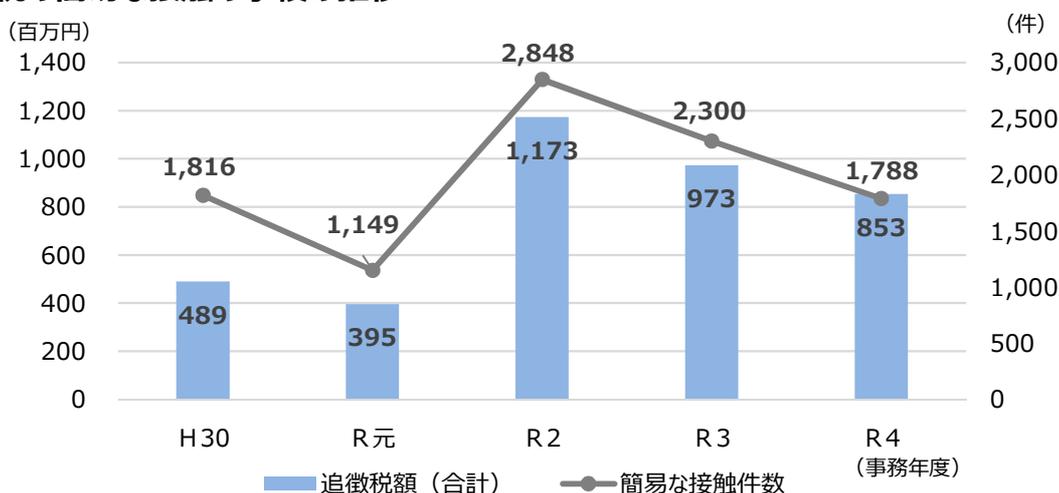
実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和4事務年度においては、令和3事務年度に引き続き簡易な接触に積極的に取り組むことにより、接触件数は1,788件（対前事務年度比77.7%）、申告漏れ等の非違件数は547件（同84.2%）、申告漏れ課税価格は7,512百万円（同80.3%）、追徴税額合計は853百万円（同87.6%）となりました。

### ○ 相続税の簡易な接触の事績

項目		事務年度等		対前事務年度比	
		令和3事務年度	令和4事務年度		
①	簡易な接触件数	2,300 件	1,788 件	77.7 %	
②	申告漏れ等の非違件数	650 件	547 件	84.2 %	
③	申告漏れ課税価格	9,357 百万円	7,512 百万円	80.3 %	
④	追徴税額	本税	904 百万円	809 百万円	89.5 %
⑤		加算税	69 百万円	44 百万円	63.1 %
⑥		合計	973 百万円	853 百万円	87.6 %
⑦	1 簡易な接触	申告漏れ課税価格 (③/①)	407 万円	420 万円	103.2 %
⑧	2 追徴税額	追徴税額 (⑥/①)	42 万円	48 万円	113.5 %

### ○ 相続税の簡易な接触の事績の推移



## II 調査に係る主な取組

### 1 無申告事案に対する実地調査の状況

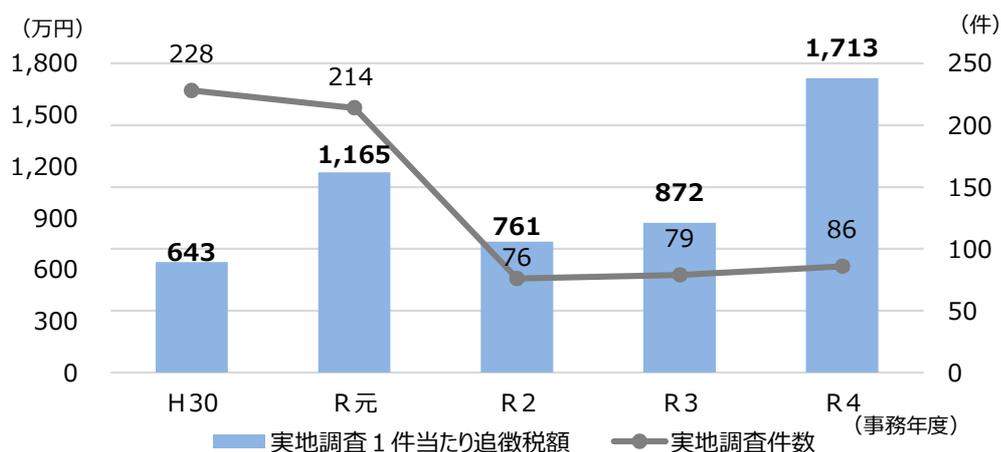
無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

令和4事務年度においては、追徴税額は1,473百万円（対前事務年度比213.8%）と増加しました。

#### ○ 無申告事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等			
		令和3事務年度	令和4事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	79 件	86 件	108.9 %	
②	申告漏れの非違件数	68 件	70 件	102.9 %	
③	非違割合 (②/①)	86.1 %	81.4 %	▲4.7 ポイント	
④	申告漏れ課税価格	72 億円	94 億円	131.0 %	
⑤	追徴 税 額	本税	562 百万円	1,180 百万円	209.9 %
⑥		加算税	127 百万円	293 百万円	231.0 %
⑦		合計	689 百万円	1,473 百万円	213.8 %
⑧	1 実 件 地 当 た り 調 査	申告漏れ課税価格 (④/①)	9,114 万円	10,971 万円	120.4 %
⑨		追徴税額 (⑦/①)	872 万円	1,713 万円	196.4 %

#### ○ 無申告事案に係る調査事績の推移



## 2 海外資産関連事案に対する実地調査の状況

納税者の資産運用の国際化に対応し、相続税の適正な課税を実現するため、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）をはじめとした租税条約等に基づく情報交換制度などを効果的に活用し、海外取引や海外資産の保有状況の把握に努めています。

令和4事務年度においては、海外資産に係る申告漏れ等の非違件数は22件（対前事務年度比137.5%）、海外資産に係る申告漏れ課税価格は401百万円（同162.9%）と増加しました。

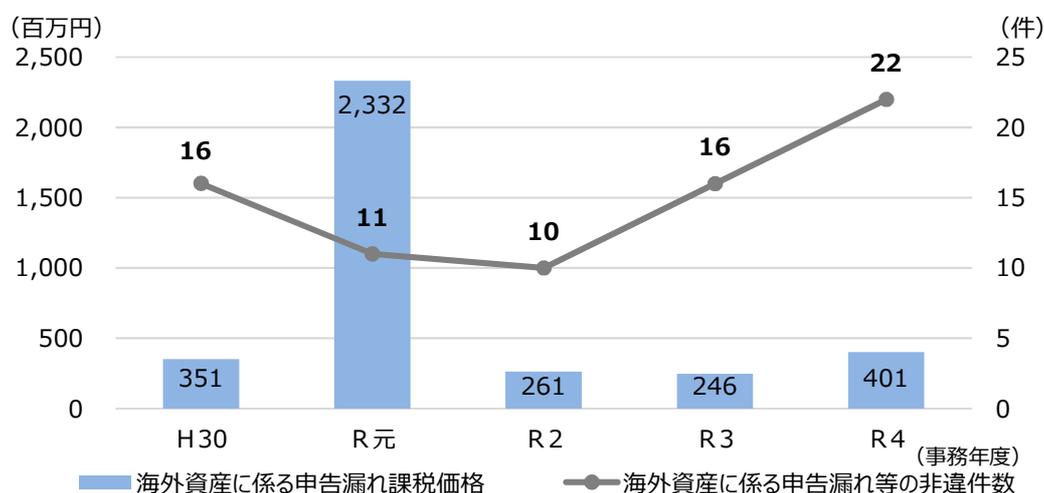
### ○ 海外資産関連事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		対前事務年度比	
		令和3事務年度	令和4事務年度		
①	海外資産関連事案に係る 実地調査件数	114	178	156.1	%
②	海外資産に係る 申告漏れ等の非違件数	89	144	161.8	%
		16	22	137.5	%
③	海外資産に係る 重加算税賦課件数	20	27	135.0	%
		2	1	50.0	%
④	海外資産に係る 申告漏れ課税価格	3,566	4,551	127.6	%
		246	401	162.9	%
⑤	④のうち重加算税賦課対象	378	684	181.0	%
		42	2	5.2	%
⑥	非違1件当たりの 海外資産に係る 申告漏れ課税価格（④/②）	4,007	3,160	78.9	%
		1,538	1,821	118.5	%

(注) 1 海外資産関連事案とは、①相続又は遺贈により取得した財産のうち海外資産が存するもの、②相続人、受遺者又は被相続人が日本国外の居住者であるもの、③海外資産等に関する資料情報があるもの、④外資系の金融機関との取引があるもの等のいずれかに該当する事案をいう。

2 ②から⑥欄の上段の計数は、国内資産に係る非違も含めた計数を示す。

### ○ 海外資産に係る調査事績の推移



### 3 贈与税に対する実地調査の状況

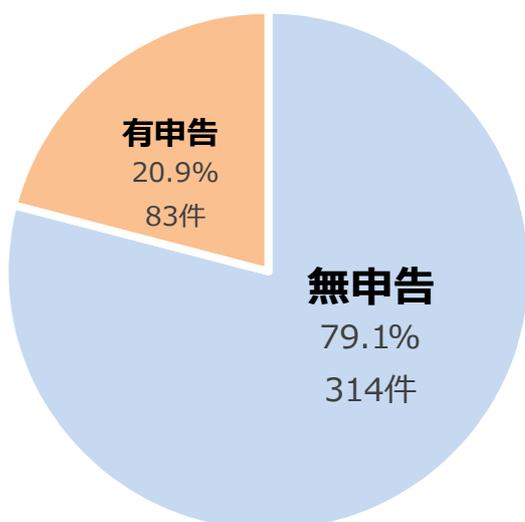
相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施しています。

令和4事務年度においては、実地調査件数は423件（対前事務年度比132.6%）、追徴税額は1,814百万円（同828.1%）でした。

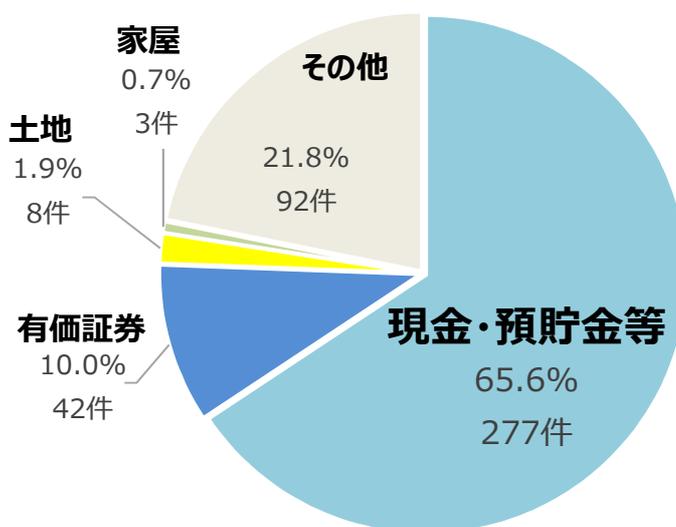
#### ○ 贈与税事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		
		令和3事務年度	令和4事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	319件	423件	132.6%
②	申告漏れ等の非違件数	306件	397件	129.7%
③	申告漏れ課税価格	1,152百万円	4,050百万円	351.5%
④	追徴税額	219百万円	1,814百万円	828.1%
⑤	1件当たり 実地調査 申告漏れ課税価格 (③/①)	361万円	957万円	265.2%
⑥	1件当たり 実地調査 追徴税額 (④/①)	69万円	429万円	621.4%

#### ○ 申告漏れ等の非違件数の状況



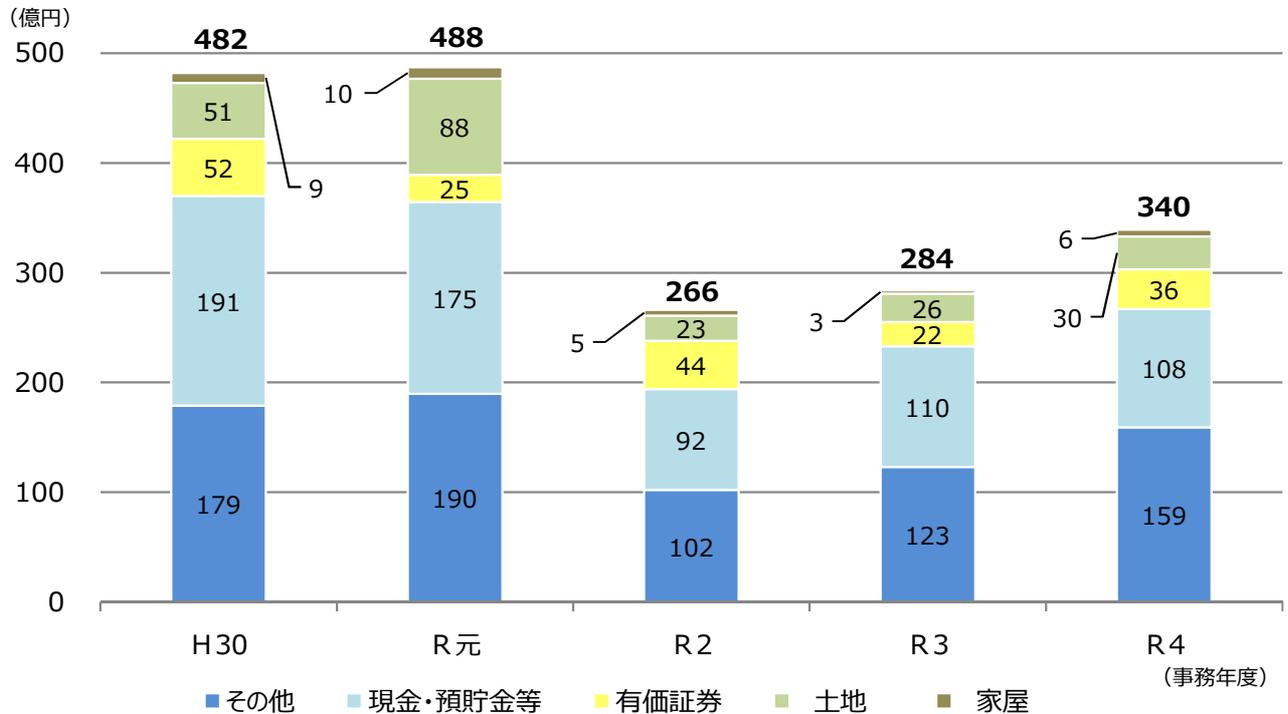
#### ○ 調査事績に係る財産別非違件数



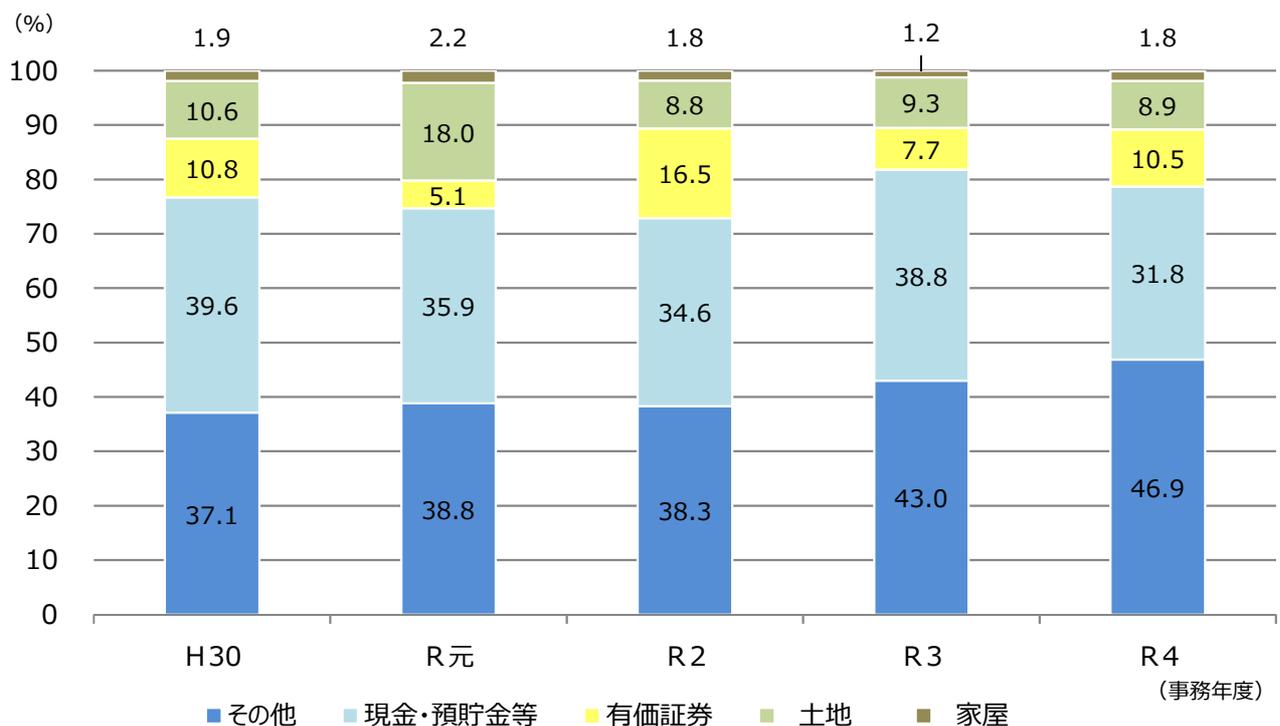
(注) 1つの事案において、複数の財産の申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものであるため、延件数となっている。

### Ⅲ 参考計表

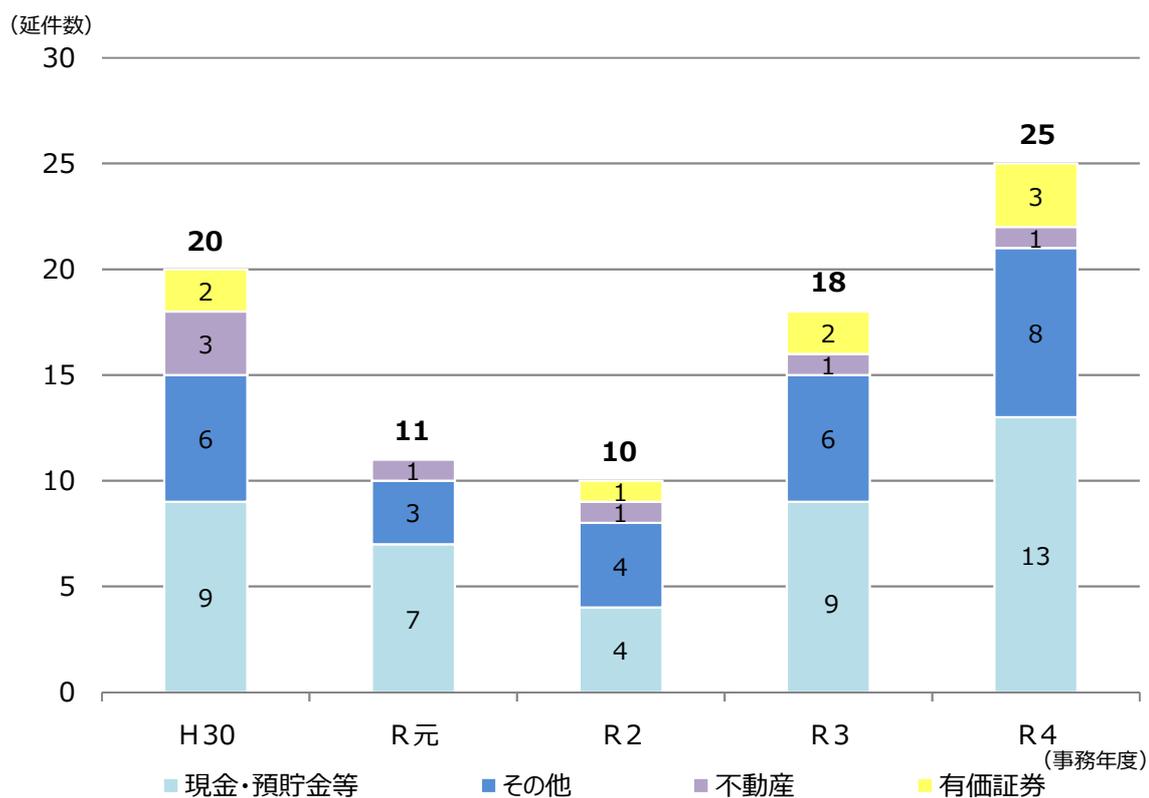
#### 1 申告漏れ相続財産の金額の推移



#### 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

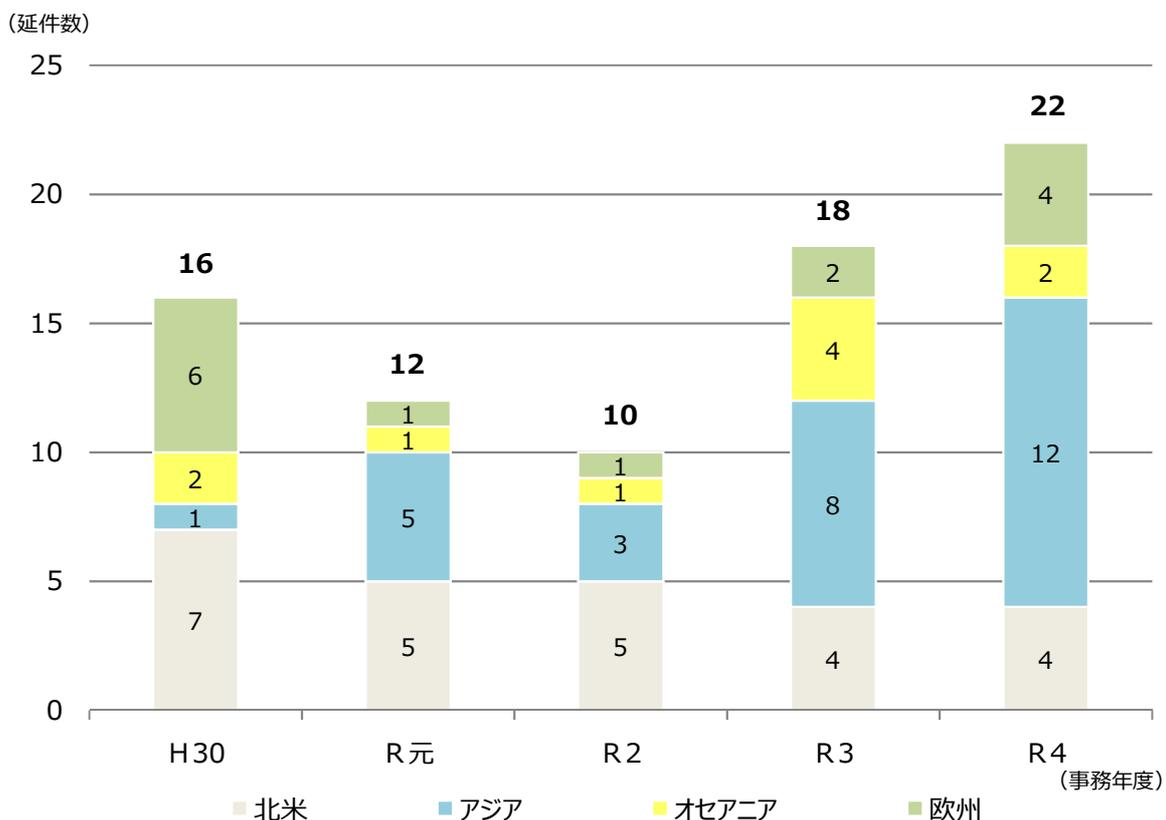


### 3 海外資産関連事案に係る財産別非違件数の推移



(注) 「延件数」とは、1つの事案において、複数の財産に申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものである。

### 4 海外資産関連事案に係る地域別非違件数の推移



(注) 「延件数」とは、1つの事案において、複数の地域に申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものである。